

令和3年2月1日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所 : (株)関西シーケンス管理 滋賀県大津市唐崎2-14-18
2. 指名停止措置期間 : 令和3年2月1日から令和3年4月30日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

(株)関西シーケンス管理の社長及び業務部長は、竜王町(滋賀県)の清掃業務等の指名競争入札を巡り、同町の職員が非公表の予定価格を特定の業者に漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕された件に関し、当該職員から非公表の予定価格を知り当該職員と共謀して入札の公正を害したとして、令和2年11月25日、公契約関係競売等妨害の容疑により滋賀県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である(株)関西シーケンス管理の代表役員等が公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第10号」に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月(全国対応案件:有資格登録該当整備局のみ)とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号(052)953-8138